



ぐっつとずっと。再エネ・グリーンプラン (料金表)

Energia

2021年3月1日実施

中国電力株式会社

本 則

1 契約種別

この料金表の契約種別は、「ぐっとずっと。再エネ・グリーンプラン（以下『再エネ・グリーンプラン』といいます。）」といたします。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、この料金表を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (4) 当社は、この料金表を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

3 適用条件

低圧で電気の供給を受ける需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまが1年を通じてこの再エネ・グリーンプランの適用を受けることを希望された場合に適用いたします。

- (1) お客さまが再生可能エネルギー発電所由来の環境価値によるCO2排出量の調整を希望されること。
- (2) お客さまが、次のいずれかにより当社と需給契約を締結していること。
電気サービス約款および当社が指定する料金表、時間帯別電灯、ファミ

リータイム〔プランⅠ〕、ファミリータイム〔プランⅡ〕または低圧高負荷契約

- (3) 当社が提供する会員制WEBサービス「ぐっとずっと。クラブ」の会員であること。

4 再エネ・グリーンプラン対象電力量

再エネ・グリーンプラン対象電力量は、お客さまが需給契約を締結している料金表または選択約款（以下「他の料金表または選択約款」といいます。）の1月の使用電力量といたします。

5 電源構成

- (1) 当社は、この料金表による電気の供給に先立ち、この料金表により供給する電気が、原則として、再生可能エネルギー由来の電気により発電された電気構成されるよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率を算定いたします。
- (2) 当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率を算定いたします。
- (3) 当社は、(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、電磁的方法等によりお客さまへお知らせいたします。

6 調整後排出係数

再エネ・グリーンプラン対象電力量の調整後排出係数は、次のとおりといたします。

なお、当社は、原則として、5（電源構成）(1)に基づく電源種別を由来とする非化石証書を使用し、再エネ・グリーンプラン対象電力量のCO2排出量を調整いたします。

1キロワット時につき	0.000kg-CO2
------------	-------------

7 料 金

各月の料金は、次の算式により算定された金額に(1)によって算定された金額（以下「排出係数調整額」といいます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

他の料金表または選択約款によって 再生可能エネルギー発電促進
料金として算定された金額 賦課金として算定された金額

なお、原則として、(1)の排出係数調整額は、再エネ・グリーンプラン対象電力量の料金算定期間の属する検針期間の次回の検針期間の料金に加算するものといたします。

(1) 排出係数調整額

排出係数調整額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

排出係数調整額

=再エネ・グリーンプラン対象電力量×(2)の排出係数調整単価

(2) 排出係数調整単価

1キロワット時につき	3円00銭
------------	-------

8 再エネ・グリーンプランの解約

次のいずれかに該当する場合には、当社は、再エネ・グリーンプランを解約いたします。

- (1) お客様が、再エネ・グリーンプランの契約期間満了に先だって、他の料金表または選択約款を廃止される場合
- (2) お客様が、再エネ・グリーンプランの契約期間満了に先だって、再エネ・グリーンプランの解約を希望される場合
- (3) お客様が、この料金表および他の料金表または選択約款の定めを反した場合

9 その他

この料金表に定めのない規定については、他の料金表または選択約款の定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2021年3月1日から実施いたします。

